

	質問内容	村回答
1	発電機の燃料代金について、負担するのは村なの管理者なのかそれとも折半なのか。	発電機の運転に係る燃料費については、全額を指定管理者の負担としております。なお、1シーズンに掛かる燃料費相当額を積算し、指定管理料の積算の内訳として見込んでいます。
2	ロッジのお風呂について、3年前はボイラーが1機しか動かず2つある浴槽が1つしか使えなかったことは改善したか。	ロッジは現在1基のボイラーで全館の給湯設備を運用しています。なお、2つある浴槽への給湯も問題はありませんが、お湯張りの時間は2つの浴槽を一度に行った場合、時間を要します。
3	北ドブ湿原の木道の架け替えについて計画はあるか。少しでも関係省庁と話し合いは進んでいるか。	木道整備については、関係省庁と協議を進めており、予算及び財源の確保の目途がついた段階で、実施する予定です。
4	今回募集の指定管理料の上限額(3,250千円)について、事業計画策定の参考のため、内訳をいただくことは可能か。	指定管理料の算定の考え方として、「指定管理料=必要経費-利用料収入」で計算しています。(具体的な金額は提示できません) 必要経費の内訳には、人件費、光熱費、通信費、消耗品費、設備点検委託費、広告宣伝費、諸会費の実績をもとに見込んでおります。
5	昨今の物価上昇、燃料費高騰、人件費(最低賃金額)の上昇といった事業環境にある中、指定管理料については前回3年前の4,300千円から1,050千円の減額となっている。前回の指定管理者募集時から募集内容(仕様書、業務内容)の変更があれば、ご教示いただけるか。	物価等高騰している状況ですが、No4回答に記載のとおり実績を参考に積算しております。また、前回と仕様書及び業務内容について変更はございません。
6	キャンプ場の利用状況について、月別や利用形態別など可能な範囲で詳細な利用者数データをご提供は可能か。	別添PDFデータ「R6キャンプ場入込情報」をご確認下さい。
7	村と指定管理者の責任分担について、通信費は指定管理者負担となっていますが、現在総合案内所およびロッジに設置されているスターリンク通信の費用に関しても、指定管理者の負担となるものか確認させていただきます。	通信費は指定管理者の負担となり、ロッジに係る費用負担は「ロッジ貸付要項」の貸付条件に掲げたとおりです。なお、現ロッジに設置されている通信設備は、現在の借受者が自主的に設置したもので貸付期間満了後撤去されます。
8	あわせて、スターリンクアンテナ等の備品一式については「物品一覧表」に記載が確認できませんでしたが、これらは指定管理者で用意する必要があるものか。	記載漏れのため、備品一覧更新しました。 ロッジ分は借受者の判断で用意いただく必要があります。
9	カヤの平高原キャンプ場のネット上の評判では、早朝のカメラマンに対する不満が散見されますが、村として何か対応策を検討されているか。	指定管理者との協力によるHPやSNSを通じた注意喚起、現場での看板設置及び案内人による説明、撮影禁止期間の設置等を実施しております。
10	キャンプ場の利用状況について、令和5年度の利用状況に加え、可能であれば令和元年度以降の実績の提供は可能か、また利用料金の実績についても提供可能か。	別添PDFデータ「キャンプ場入込・利用料金実績」をご確認下さい。
11	指定管理者の10割負担となっている光熱費について、内訳の詳細および過去の使用量・金額の実績を提供可能か。	令和6、5年度の発電機に係る軽油の合計額及び合計量は次のとおりです。 ・令和6年 年額：1,047,590円 年量：6,070ℓ ・令和5年 年額：847,250円 年量：4,850ℓ
12	光熱費は指定管理費の中でも大きな割合を占めており、昨今の経済情勢を踏まえると、その変動リスクは非常に高いものと考えられる。特に、光熱費の高騰によって支出が増加した場合、指定管理者の努力だけでは吸収が困難となる可能性も想定される。事業継続性の確保という観点から、光熱費が高騰した際の支援に関する村の方針を示しいただくことは可能か。	情勢等により指定管理料が適切な額と大きく乖離した場合は指定管理者との協議により対応いたします。
13	自主事業となるロッジの利用実績について、可能であれば令和元年度以降の実績を提供可能か。	別添PDFデータ「ロッジ入込実績」をご確認ください。
14	指定管理者の責任分担となる除草作業の実施にあたり、乗用草刈機等の機材について「物品一覧表」に記載されていないように見受けられます。これらの機材につきましては、指定管理者側で用意する必要があるものとの理解になりますか。	乗用草刈機については、現在の指定管理者が自主的に導入したもので指定管理期間満了後回収されます。なお、来年度に村で乗用草刈機等を導入予定です。
15	上記機材のほか、指定管理業務の実施にあたり必要となる備品のうち、指定管理者が用意すべきものがあれば、ご教示いただきたい。また、「備品一覧表」には記載されていないものの、使用可能な備品等があれば、併せてご教示いただきたい。	運営に必要な備品等は一覧表にある通りであり、その他については指定管理者の判断で用意いただければと考えます。 なお、案内所備え付けの机、椅子等は明記しておりませんが使用可能です。
16	指定管理料の支払い時期について、期初に全額を一括で、あるいは期初から分割して交付いただくことは可能か。	指定管理料の支払い時期及び方法は指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき年度ごとの予算の範囲内で双方協議の上で定めます。
17	経年劣化等による備品の更新について、仕様書3項(7)①に記載の「経年劣化等による備品の更新」について、こちらは、別紙2「備品一覧表」に記載のある備品も対象となるものか。	別紙2「備品一覧表」に記載のある備品の更新は、基本的には事業者負担の対象にはなりません。指定管理者の不備による場合は双方協議の上、負担いただく場合があります。
18	オイル交換について、仕様書3項(2)①イの年間のオイル使用量及びその費用見込についてご教示ください。	費用見込については下記の通りです。 年オイル量 約160ℓ見込 年オイル料金等：約150,000円見込(メンテナンスの出張料及び工賃、フィルター及びオイル代金含む)
19	汚泥点検及び汲み取りの実施について、仕様書3項(2)①クの汚泥点検及び汲み取りの実施について、具体的な作業内容及び想定される費用見込みについてご教示ください。	汚泥点検については、専門業者に年2回の点検を委託し実施いただきます。(R6実績：約140,000円) 汲み取りについては、点検結果を元に実施いただき3年に1回の頻度で実施いただきます。(R6実施：約35,000円)
20	ロッジ貸付について、ロッジ貸付要項2項(4)ロッジに関しては「貸付」である一方、施設修繕(20万円未満)や備品の修繕・更新が事業者負担とされています。これらについて、どのような対応内容を想定されているのか確認させていただきます。	ロッジの水道管や窓ガラス等の小破修繕、備え付けの食器、テーブルや椅子等の更新を借受者の負担で想定しています。
21	汚泥点検および汲み取りの実施について、No19回答に記載の費用実績は、ロッジ分を含めた実績の金額であるか。	総合案内所及びロッジ分を含んだ実績になります。
22	衛星携帯電話について、「備品一覧表」に記載のある衛星携帯電話については、総合案内所およびロッジに設置されるものと理解しているが、月額使用料などは通信費の扱いとなり、指定管理者(事業者)の負担との理解となりますでしょうか。	衛星携帯電話については総合案内所のみ設置です。また、衛星携帯電話は緊急時の連絡確保のため、指定管理者ではなく村の管理負担となります。
23	更新を行った備品の扱いについて、仕様書3項(7)③に記載の通り、指定管理者(事業者)の所有となると理解しますが、引き継ぎを行う場合は、村で買い取りをいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	指定管理者と村との協議により決定しますが、原則買取は行いません。